

平成 26 年 3 月 31 日

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」

(平成 25 年諮問第 1218 号) 中間答申に対する意見

住所：東京都中央区銀座 2-16-10

氏名：ヤマト運輸株式会社

代表取締役社長 山内 雅喜

電話番号：03-3541-3411 (大代表)

ページ	45 頁～47 頁 第 4 節 (補論) 郵便法・信書便法の規制対象の在り方等
ご意見	<p>今回の中間答申に対し、当社は、本年 3 月 13 日、既に見解をリリース (http://www.yamato-hd.co.jp/news/h25/h25_86_01news.html) し、「生活者の利便性向上と市場の活性化につながる真の規制改革」の実現を強く要望しております。</p> <p>このたびの意見募集に際し、生活者の意識を把握するため、企業にお勤めで、普段から郵便や宅配便を業務でご利用になっている方に対してアンケートを実施し、1,010 名の方から回答を得ました。このうち、何が「信書」にあたるかわからないと回答された方は全体の 9% しかおらず、大多数の方が「信書」について一定の理解があることがわかりました。</p> <p>このように一定の理解のある方々が、現状の「信書規制」に関して、どのようなご意見をお持ちなのか調べた結果、次のようなことがわかりました。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 平成 15 年に「信書に該当する文書に関する指針」が告示されて以来、官民を挙げて周知活動を行ってきたが、このガイドラインを認知理解している方は 23% であること。2) 認知理解している方のうち、郵便法第 4 条と第 76 条の規定に違反する容疑で事情聴取を受けることについて、73% の方が抵抗感を抱いていること。3) 法律上送り主への罰則規定を残していると指摘される米国でも、罰則を適用するか否かの判断基準は客観的に判断できる外形基準となっているが、上記のガイドラインを認知理解している方のうち、46% の方は「外形基準の導入」に賛成していること。 <p>以上のことから、「信書規制」の問題は、周知徹底を図れば解決できるようなものではなく、当社が既に提案している「外形基準の導入」の検討も含め、規制の在り方そのものについて根本的な議論を継続する必要があることは明らかであり、今こそ、官民の叡智を絞って、ユニバーサルサービスのあるべき姿や規制のあるべき姿について議論を深め、生活者の利便性向上と市場の活性化につながる真の規制改革を実現すべきであることをあらためて申し上げます。</p>

理由	<p>ヤマトビジネスメンバーズ（※）にご登録いただいている方を対象に、アンケートを実施した結果、本年3月26日～27日の2日間で、1,010名の方から回答をいただきました。</p> <p>※当社が展開している法人向けWEBサービスにご登録いただいている会員のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的例を提示し、どれが「信書」にあたるかを複数回答で聞いた質問では、「手書きのお手紙やハガキ」（38.5%）、「会合のご案内」（17.9%）、「請求書」（72.3%）、「契約書」（83.1%）、「わからない」（9.1%）となっており、大多数の方が「信書」に関して一定の理解があることがわかりました。 平成15年から告示されている「信書に該当する文書に関する指針」（http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/100628_01.pdf）について聞いた質問では、「知っており、読んだこともある」（23.1%）、「知っていたが、読んだことはない」（29.3%）、「知らなかつた」（47.6%）という結果になりました。 上記の質問で、「知っており、読んだもある」（23.1%）と答えた方に関して、郵便法違反容疑で事情聴取を受けることについて聞いた質問では、「罰則規定に基づく事情聴取については、事情聴取を受けることは致し方ない」（15.0%）、「事情聴取を受けることは好ましくない」（45.1%）、「事情聴取を受けることには絶対反対だ」（28.3%）、「わからない」（11.6%）となっており、73.4%の方が抵抗感を抱いていることがわかりました。 同じく、上記の質問で、「知っており、読んだもある」（23.1%）と答えた方に関して、「外形基準の導入」について聞いた質問では、「ぜひそうしてほしい」（21.0%）、「どちらかといえばそうしてほしい」（24.9%）、「どちらともいえない」（36.9%）、「どちらかといえばそうすべきでない」（6.0%）、「そうすべきでない」（11.2%）となっており、45.9%の方が導入を希望していることがわかりました。
----	---